

改正

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成28年3月18日

平成30年3月12日

いわき市中小企業融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者に対して資金を融資することにより、その金融の円滑化を図り、もつて中小企業の経営の安定と経済活動の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する範囲の中小企業者をいう。
- (2) 指定金融機関 市内の銀行、信用金庫及び信用組合で市長の指定するものをいう。

(融資の対象)

第3条 この要綱において、融資の対象となる中小企業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般枠
 - ア 市内に1年以上住所を有していること。
 - イ 引き続き同一の事業（福島県信用保証協会（以下「協会」という。）が債務保証の対象としている事業に限る。）を1年以上営んでいること。
 - ウ 市税を完納していること。
- (2) 災害対策特別資金枠
 - ア 前号アからウまでに加え、平成23年東北地方太平洋沖地震により事業活動に影響を受けている者が協会が災害関係保証又は東日本大震災復興緊急保証の要件を満たす中小企業者として認められたもの

(運用)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するための原資として、毎年度予算の範囲内で、一定の金額を指定金融機関に預託するものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定により預託を受けた原資の4倍に相当する額の融資を行うものとする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 一般枠

ア 資金の用途 運転資金及び設備資金

イ 限度額 3,000万円

ウ 償還期間 10年以内(据置期間2年以内を含む。)

エ 償還方法 原則として分割償還

オ 融資利率 年2.20パーセント以内

カ 信用保証料率 協会が定める基本保証料率(責任共有制度対応)に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率(以下「制度保証料率」という。)を次のとおり定める。ただし、協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基本保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
制度保証料率	1.33%	1.23%	1.09%	0.95%	0.81%	0.70%	0.56%	0.42%	0.32%

キ 保証人及び担保 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要により担保を徴するものとする。

ク 申込時期 随時

(2) 災害対策特別資金枠

ア 資金の用途 運転資金及び設備資金

イ 限度額 3,000万円

ウ 償還期間 10年以内(据置期間2年以内を含む。)

エ 償還方法 原則として分割償還

オ 融資利率 年1.50パーセント以内

カ 信用保証料率 年0.8パーセントとする。ただし、最大で年0.15パーセント割引いた料率が適

用される場合がある。

キ 保証人及び担保 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とし、必要により担保を徴するものとする。

ク 取扱期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日までに貸付実行されたものとする。

(契約)

第6条 この要綱による指定金融機関への預託は、市と指定金融機関の契約に基づき行うものとする。

(融資の申込先)

第7条 融資の申込先は、指定金融機関とする。

(融資の実行)

第8条 指定金融機関は、融資に当たっては、協会の債務保証を受けなければならない。

2 指定金融機関は、融資に当たっては、資金の利用を不当に拘束するような条件を付してはならない。

(債務保証の決定)

第9条 協会は、前条第1項の規定による債務保証の申出があつたときは、必要な調査を行つた上、債務保証の可否を決定するものとする。

(融資状況の報告等)

第10条 協会は、毎月15日までに、前月までの保証状況等について市長に報告するものとする。

2 市長は、協会及び指定金融機関に対して、必要に応じ、資金の貸付状況及びその償還状況等に関し、報告を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和51年5月1日から実施する。

2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に限り、第5条第2号中「運転資金にあつては1,500万円とし、設備資金にあつては3,000万円とする（運転資金と設備資金を併用する場合にあつては、3,000万円を限度とする。）。」とあるのは、「3,000万円」とする。

附 則（昭和63年4月1日）

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則（平成元年4月1日）

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則（平成 2 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 3 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 3 年 11 月 1 日）

この要綱は、平成 3 年 11 月 1 日から実施する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 4 年 10 月 1 日）

この要綱は、平成 4 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 5 年 10 月 12 日）

この要綱は、平成 5 年 10 月 12 日から実施する。

附 則（平成 7 年 4 月 14 日）

1 この要綱は、平成 7 年 4 月 14 日から実施する。

2 改正後の第 5 条第 5 号の規定は、平成 7 年 4 月 3 日以後に行う融資について適用し、同日前に融資を行った資金の融資利率については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 12 月 1 日）

この要綱は、平成 7 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（平成 9 年 1 月 6 日）

この要綱は、平成 9 年 1 月 6 日から実施する。

附 則（平成 9 年 5 月 1 日）

この要綱は、平成 9 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 9 年 12 月 15 日）

この要綱は、平成 9 年 12 月 15 日から実施する。

附 則（平成 10 年 8 月 3 日）

この要綱は、平成 10 年 8 月 3 日から実施する。

附 則（平成 13 年 12 月 3 日）

この要綱は、平成 13 年 12 月 3 日から実施する。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（平成18年5月1日）

この要綱は、平成18年5月1日から実施する。

附 則（平成18年11月8日）

この要綱は、平成18年11月8日から実施する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成23年6月1日）

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則（平成23年9月9日）

この要綱は、平成23年9月9日から実施する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月18日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月12日）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。